

建設業許可申請等の手続の取扱いについて

「押印を求める手続の見直しのための国土交通省関係省令の一部を改正する省令（令和2年国土交通省令第98号）」により、建設業法施行規則の一部が改正されたことに伴い、本県の各振興局建設部（海南工事事務所）を提出先とする建設業許可申請等の手続の取扱いについては次のとおりとします。

1 取扱いの内容について

- ①建設業法施行規則の別記様式について、押印は不要です。
なお、押印がある様式又は押印欄がある従前の様式での申請であっても、受け付けます。
- ②行政書士等に代理申請などを委任する際に作成される委任状については、委任者の押印がない場合も受け付けます。
- ③行政書士が作成する申請書等には、記名及び職印の押印は必要です。（※行政書士法施行規則第9条第2項の規定による。）
- ④実務経験証明書や経營業務の管理責任者に準じる地位の証明書への押印及び印鑑証明書の写しの提出は不要です。
- ⑤県様式第5号（相続に対する同意書）以外の建設業許可申請等における県様式については、押印は不要です。

2 本人確認を行う手続について

なりすましによる届出等を防止するため、次の手続については本人確認を行います。

窓口で書類を提出する方の本人確認書類（運転免許証、健康保険証、行政書士証票等）を必ず提示してください。その際、本人確認書類のコピーをとらせていただきます。

郵送で書類を提出する場合は、本人確認書類の写しを同封してください。

ただし、申請者の押印がある場合、本人確認は行いません。

本人確認を行う手続

- ・ 廃業届
- ・ 従たる営業所の廃止
- ・ 建設業許可証明願
- ・ 建設業の許可申請の取下げ願